

大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等を防止して地震に強いまちづくりを促進するため、市内に所在する木造住宅の耐震補強設計を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）で、木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。
- (2) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日制定）に基づき、知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

(補助金交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、木造住宅の所有者等（特段の理由により所有者が実施できない場合に、市長が適当と認める者を含み、当該所有者等の属する世帯に市税の滞納がある者を除く。以下同じ。）が実施する当該木造住宅に係る耐震補強設計事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、岐阜県及び市が行う他の補助金、貸付金、利子補給金等（岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。）を受けている事業（市長が特に認めるものを除く。）を除くものとする。

- (1) 一般財団法人日本建築防災協会又は一般社団法人岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法」等（以下「建防協マニュアル」という。）に関する講習を受講し、修了証の交付を受けている相談士による耐震補強設計であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。

ア 第1号の相談士による建防協マニュアルに基づく耐震診断の

結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、補強後の評点が1.0以上となる耐震補強設計であること。

イアの耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、補強後の評点が0.7以上となる耐震補強設計であること。

(3) 第2号イの耐震補強設計の場合は、耐震補強工事に併せて地震時に転倒のおそれのある家具等について転倒防止対策を実施すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する費用とする。

2 補助金の額は補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、補助金の限度額は1戸当たり10万円とする。

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する前に大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は前項の交付を受けた後でなければ事業に着手することができない。

(実施計画の変更等)

第6条 前条第2項に規定する通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、計画の内容を変更又は中止をしようとするときは大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金変更交付等申請書(第3号様式)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付額を決定し、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金変更交付等決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、大垣市木造住

宅耐震補強設計費完了実績報告書（第5号様式。以下「完了実績報告書」という。）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 市長は、前条に規定する補助金額の確定後、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付請求書（第7号様式）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、補助金額の確定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付取消通知書（第8号様式）により通知し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 請求額等に誤りがあったとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為があったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

大垣市長 様

住 所 〒 ー

申請者 氏 名 ⑩

電話番号 () ー

大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付申請書

大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の区分	木造住宅耐震補強設計事業		
2 建築物等の所在地	大垣市		
3 建築年次		4 延べ面積	m ²
5 階数		6 住宅部分の床面積	m ²
7 設計者	【ア. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号 岐阜県木造住宅耐震相談士 登録 第 号 【イ. 氏名】 【ウ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号 【エ. 電話番号】		
8 実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
9 添付書類	① 委任状（代理者が申請手続きを行う場合） ② 所有者及び建築時期のわかるものの写し（納税義務者証明書等） ③ 設計者の「資格者証」の写し（建築士法第24条の8第1項の書面含む。） ④ 世帯全員の住民票 ⑤ 世帯全員の市税完納証明書（市税非課税等の場合は、直近の所得・課税証明書） ⑥ 耐震補強設計費の「見積書」の写し（項目ごとに出来るだけ細かく表現し、一式計上は極力避けること。） ⑦ その他必要と認める書類		

注1 不要な箇所は、=で抹消すること。

注2 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

大垣市長



大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 事業の区分 木造住宅耐震補強設計事業
- 2 補助金交付申請書提出日 年 月 日
- 3 建築物等の所在地 大垣市
- 4 交付決定額 円
- 5 その他

※ 事業完了後、速やかに完了実績報告書を提出してください。

第 3 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

大垣市長 様

住 所 〒 ー

申請者 氏 名 ⑩

電話番号 () ー

大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金変更交付等申請書

次の事業の実施計画について、次の事項を変更します（中止します）ので、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、申請します。

1 事業の区分	木造住宅耐震補強設計事業	
2 補助金交付決定番号		
3 補助金交付決定日	年 月 日	
4 建築物等の所在地	大垣市	
5 変更事項		
6 変更内容	変更前	
	変更後	
7 変更又は中止理由		
8 補助金交付決定額	円	
9 補助金変更交付申請額	円	

注 1 不要な箇所は、＝で抹消すること。

注 2 実施計画の中止の場合は『5・6・9』の記入は不要です。

注 3 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大垣市長



大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金変更交付等決定通知書

年 月 日付で変更交付等の申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の区分 木造住宅耐震補強設計事業
- 2 補助金変更等申請書提出日 年 月 日
- 3 建築物等の所在地 大垣市
- 4 変更前の交付決定額 円
- 5 変更後の交付決定額 円
- 6 その他

※ 事業完了後、速やかに完了実績報告書を提出してください。実施計画の中止の場合は、提出の必要はありません。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

大垣市長 様

住 所 〒 ー

申請者 氏 名 ⑩
電話番号 () ー

大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金完了実績報告書

年 月 日付け補助金交付決定通知に係る補助対象事業が完了したので、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の区分	木造住宅耐震補強設計事業		
2 補助金交付(変更交付)決定番号		3 補助金交付(変更交付)決定年月日	年 月 日
4 建築物等の所在地	大垣市		
5 建築年次		6 延べ面積	m ²
7 階数		8 住宅部分の床面積	m ²
9 設計者	【ア. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号 岐阜県木造住宅耐震相談士 登録 第 号 【イ. 氏名】 【ウ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号 【エ. 電話番号】		
10 耐震補強前の結果		11 耐震補強後の結果	
12 設計期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
13 添付書類	① 委任状(代理者が完了手続きを行う場合) ② 補助金交付決定通知書又は補助金変更交付等決定通知書の写し ③ 耐震補強設計費に関わる「領収書」の写し ④ 耐震補強設計前後の「耐震診断結果報告書」の写し ⑤ 耐震補強設計の内容がわかる図面(付近見取図、配置図、平面図、立面図、補強箇所構造詳細図等) ⑥ 耐震補強工事費の「内訳書」の写し(工事種別ごとに出来るだけ細かく表現し、一式計上は極力避けること。) ⑦ その他必要と認める書類		

注1 不要な箇所は、=で抹消すること。

注2 添付書類②の補助金変更交付等決定通知書の写しは、該当する場合のみ添付すること。

注3 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大垣市長



大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助対象事業について、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 事業の区分 木造住宅耐震補強設計事業
- 2 補助金交付申請日 年 月 日
- 3 建築物等の所在地 大垣市
- 4 補助金の交付決定額 円
- 5 補助金の確定額 円
- 6 その他

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

大垣市長 様

住 所 〒 ー

申請者 氏 名 ⑩

電話番号 () ー

大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付請求書

年 月 日付で確定通知を受けた補助金について、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

1 事業の区分	木造住宅耐震補強設計事業		
2 補助金確定通知番号		3 通知年月日	年 月 日
4 建築物等の所在地	大垣市		
5 補助金確定額	円		

補助金受取方法（口座振込扱い）

振 込 先	振込先金融機関	預金種目
	(銀行)	1 普通
	(農協) (本店)	
	(金庫) (支店)	2 当座
(組合) (出張所)		
口座名義	フリガナ 漢字表記	口座番号

補助金振込に関する同意（申請者が複数名の場合のみ記入）

確定通知を受けた補助金について、その振込先を上記口座名義に一括振込することに同意します。

氏名 ⑩

注1 振込口座は、補助事業者名義の口座に限ります。

注2 補助事業者が法人の場合は、その法人名義となります。

注3 補助金振込に関する同意欄について：本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

大垣市長



大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付取消通知書

年 月 日付で通知した次の事業の補助金について、補助金の交付を取り消したので、大垣市木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。また、既に補助金が交付されている場合は、期限内に返納してください。

- 1 事業の区分 木造住宅耐震補強設計事業
- 2 建築物等の所在地 大垣市
- 3 補助金確定通知番号
- 4 補助金確定通知日 年 月 日
- 5 補助金の確定額 円
- 6 取消理由
- 7 返納金の額 円
- 8 返納期限 年 月 日
- 9 その他